

令和5年度厚木市市民協働推進委員会第2回会議次第

日時 令和5年9月12日(火)午前10時から

場所 あつぎ市民交流プラザ(アミューあつぎ)6階 ルーム606

1 開 会

2 挨 拶

3 案 件

(1) 厚木市市民協働推進条例の運用状況について

資料1～5

(2) 令和6年度市民協働提案事業の第二次審査について

資料6～7

4 その他

5 閉 会

令和 4 年度
厚木市市民協働推進条例
運用状況報告書

厚木市
協働安全部 市民協働推進課

目次

はじめに	1
第1条（目的）	2
第2条（定義）	2
第3条（基本原則）	2
第4条（市民による市民協働の推進）	3
第5条（市民活動団体の役割）	3
第6条（市等の責務）	3
第7条（市民協働事業）	5
第8条（人材育成等）	7
第9条（推進体制の整備）	8
第10条（市民協働推進基金の設置）	10
第11条（市民協働推進委員会）	11
第12条（評価等）	11
第13条（委任）	12

はじめに

厚木市市民協働推進条例は、厚木市自治基本条例に規定されている自治の基本理念である「協働による自治」を着実に推進し、誰もが分かりやすく、実行性あるものとするため、市民協働のルールとして、平成24年10月11日に施行されました。この市民協働推進条例は、市民協働に関する基本的事項や役割等を規定し、市民協働によるまちづくりを推進することを目的としています。

条例は、制定するのみでなく、盛り込まれた各規定に基づき、積極的に取り組むことによって、初めてその真価を発揮します。市民協働推進条例では、条例に基づく取組の実行性を担保するため、第11条第1項において「市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市市民協働推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。」と規定し、さらに、同条第2項において「市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない」と定めています。

本報告書は、市民協働推進条例第11条第2項の規定に基づき、令和4年度の市民協働推進条例の運用状況を市民協働推進委員会に報告するものです。

厚木市市民協働推進条例運用状況データ集（令和元年度～令和4年度）

資料2

第6条 市等の責務

【職員研修】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
庁内研修					
新採用職員研修	対象者	平成31年4月1日及び令和元年10月1日付け新採用職員	令和2年4月1日及び10月1日付け新採用職員	令和3年4月1日及び10月1日付け新採用職員	令和4年4月1日及び10月1日付け新採用職員
	参加者数	60人	62人	46人	61人
市民協働研修講座	対象者	主任職の職員及び希望する職員	地区市民センターの職員及び市民協働の意義や効果を学ぼうとする職員	入庁5年目のうち指名した職員	入庁6年目のうち指名した職員
	参加者数	122人	15人	中止	27人
派遣研修					
市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）	講座名	地域運営組織の形成と運営	地域運営組織の形成と運営	地域運営組織の形成と運営	-
	参加者数	1人	1人	1人	-
一般社団法人日本経営協会	講座名	協働型行政の課題と解決	-	-	協働型行政の課題と解決
	参加者数	1人	-	-	1人

第7条 市民協働事業

【市民協働事業の実施形態】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
共催	27事業	14事業	24事業	27事業
後援	88事業	64事業	132事業	210事業
実行委員会・協議会等	128事業	98事業	107事業	108事業
委託	31事業	18事業	21事業	21事業
研究会・懇話会・政策提言等	6事業	3事業	5事業	5事業
事業協力	33事業	28事業	23事業	22事業
補助金等	39事業	28事業	33事業	39事業
合計	352事業	253事業	345事業	432事業

【市民協働事業提案制度】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市民提案型事業	6事業	4事業	4事業	4事業
行政提案型事業	3事業	0事業	1事業	1事業
合計	9事業	4事業	5事業	5事業

【まち美化パートナー制度】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
公園緑地課	64団体	58団体	61団体	62団体
生活環境課	39団体	36団体	36団体	36団体

道路維持課	45団体	45団体	48団体	52団体
下水道施設課	2団体	2団体	2団体	2団体
河川ふれあい課	1団体	1団体	0団体	0団体
合計	151団体	142団体	147団体	152団体

第8条（人材育成等）

【夏休みボランティア体験】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加者数	40人	24人	中止	28人
受入団体数	16団体	6団体	中止	9団体

【市民活動団体向け講座】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
講師	法政大学等非常勤講師 藤澤 浩子 氏	法政大学等非常勤講師 藤澤 浩子 氏	ソフトバンク株式会社	厚木市ボランティア相談員
参加者数	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い中止	1人 (職員研修と合同で実施)	7人	14人

【ボランティア相談】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ボランティア相談員による相談	12件	5件	1件	2件
窓口での相談	12件	3件	19件	12件
合計	24件	8件	20件	14件

第9条（推進体制の整備）

【ボランティアセンター】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録団体数	85団体	85団体	78団体	74団体
利用者数	16,765人	6,714人	8,905人	14,080人

【地域集会施設建設費等への補助】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新築	2件	1件	1件	0件
修繕	14件	22件	19件	15件
借地・借家	15件	15件	16件	15件
用地購入	1件	0件	0件	0件
建物購入	0件	1件	0件	0件
冷暖房設備の設置等	-	10件	3件	6件
LED照明器具の設置等	-	-	-	6件
合計	32件	49件	39件	42件

【市民活動補償制度】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
賠償責任事故	0件	0件	2件	1件
傷害事故	6件	2件	2件	2件

第10条（市民協働推進基金）

【市民協働推進基金】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
積立額(寄附)	100,000円	100,000円	0円	0円
積立額(利子)	71円	92円	127円	113円
活用額	0円	50,000円	0円	50,000円
年度末残高	457,835円	507,927円	508,054円	458,167円
活用事業	-	市職員及び市民活動団体向け講座	-	市民及び市民活動団体向け講座

第11条（市民協働推進委員会）

【市民協働推進委員会】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
会議開催回数	5回	3回	5回	4回

厚木市市民協働推進条例運用状況に対する意見

委員名 _____

第 6 条 市等の責務

点検結果	順調	おおむね順調	不十分
御意見			

第 7 条 市民協働事業

点検結果	順調	おおむね順調	不十分
御意見			

第 8 条 人材育成等

点検結果	順調	おおむね順調	不十分
御意見			

第 9 条 推進体制の整備

点検結果	順調	おおむね順調	不十分
御意見			

第 10 条 市民協働推進基金の設置

点検結果	順調	おおむね順調	不十分
御意見			

第 11 条 市民協働推進委員会

点検結果	順調	おおむね順調	不十分
御意見			

第 12 条 評価等

点検結果	順調	おおむね順調	不十分
御意見			

市民協働推進課宛に 9 月 22 日（金）までに提出をお願いします。

【 F A X 】 046-221-0260 【 メール 】 2800@city.atsugi.kanagawa.jp

【 問合せ 】 市民協働推進課 大矢 046-225-2141（直通）

点検結果報告書記載方法

1 資料1「運用状況報告書」を確認 例：第7条

令和4年度
厚木市市民協働推進条例
運用状況報告書

厚木市
協働安全部 市民協働推進課

資料1

(市民協働事業)

第7条 市民協働の担い手は、基本原則にのっとり、様々な形態により、市民協働事業を推進するものとする。

2 市民協働の担い手は、自らの特性をいかした市民協働事業を提案することができる。

3 前項の提案について必要な事項は、市長等が別に定める。

4 市は、実施した市民協働事業に関し、必要に応じ、目的、内容、成果等を公開し、当該事業の公正性及び透明性の確保に努めるとともに、その評価の結果を公表するものとする。

5 市は、市の業務のうち、市民及び市民活動団体の特性をいかに活かすことのできるものについて、当該業務を委託する等の機会の確保に努めるとともに、これらのものに対し必要な情報を提供し、支援するものとする。

運用状況

1 市民協働事業の実施形態

様々な形態により、市民協働事業を実施しました。

【令和3年度実施実績】

(1) 共催	24事業(10)
(2) 後援	132事業(66)
(3) 実行委員会・協議会等	107事業(4)
(4) 委託	21事業(3)
(5) 研究会・懇話会・政策報告等	3事業(1)
(6) 事業協力	27事業(1)
(7) 補助金等	33事業(1)
	合計 247事業(82)

※()は前年度からの増減

2 内容を確認後、資料2「点検結果報告書」に記入

点検結果(必須)

順調 ……特に問題がない

おおむね順調 ……改善したほうがいい点はあるが、大きな問題はない

不十分 ……運用に重大な問題がある

御意見(任意)

意見があれば記入してください。

例

第7条 市民協働事業

点検結果	<input checked="" type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> おおむね順調 <input type="checkbox"/> 不十分
御意見	市民協働事業が増加傾向にあり、市民協働を推進できていると思う。

厚木市市民協働推進条例 運用状況に対する意見書

【対象年度 令和3年度】

令和4年10月
厚木市市民協働推進委員会

令和3年度 厚木市市民協働推進条例 運用状況に対する意見

【市等の責務】

第6条 市は、市民協働を推進するための施策を策定し、及び実施するとともに、市民に対し市民協働が円滑に行われるために必要な財政的支援、助言等を行うものとする。

2 市は、市職員に対して、市民協働についての認識を深めるための研修等を行うことにより、市民協働の推進の円滑化に努めるものとする。

3 市職員は、事務事業の執行に当たっては、常に市民協働の観点から検討を行い、市民協働の推進に、市民及び市民活動団体が参加しやすい仕組みづくりに努めるものとする。

点検結果	■ 順調 □ おおむね順調 □ 不十分
委員からの意見	<p>1 コロナ禍、職員の研修等、積極的に実施されています。さらに、地域住民へ公民館職員による市民協働の実践的なOJT教育指導など検討して欲しいです。</p> <p>2 市民及び市民活動団体が参加しやすい仕組みづくりを引き続きお願いしたい。</p>

【市民協働事業】

第7条 市民協働の担い手は、基本原則にのっとり、様々な形態により、市民協働事業を推進するものとする。

2 市民協働の担い手は、自らの特性をいかした市民協働事業を提案することができる。

3 前項の提案について必要な事項は、市長等が別に定める。

4 市は、実施した市民協働事業に関し、必要に応じ、目的、内容、成果等を公開し、当該事業の公正性及び透明性の確保に努めるとともに、その評価の結果を公表するものとする。

5 市は、市の業務のうち、市民及び市民活動団体の特性をいかすことのできるものについて、当該業務を委託する等の機会の確保に努めるとともに、これらのものに対し必要な情報を提供するものとする。

点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input checked="" type="checkbox"/> おおむね順調 <input type="checkbox"/> 不十分
委員からの意見	1 令和3年度実施分のフードバンク事業は中途頓挫したの であり、その経緯と事後対応を記録化しておくべきだと思 います。 2 提案する市民団体が法人組織等の比較的大きな団体に限 られる傾向にあるので、広く市民の中に提案意欲を醸成さ せるような工夫と施策が求められている。 3 市民協働事業の内容、実態が分かりません、もっと実施の 内容、実態が分かる様に纏める必要があります。提案制度は 新規1件継続2件では、少なすぎ、危機意識を持って取り組 んで頂きたい。 4 市民共同事業が減少傾向にあり、今後が不安であり、検討 していく必要がある。

【人材育成等】

第8条 市は、市民協働を推進するため、研修その他学習の機会を確保し、市民協働の担い手となる人材の育成に努めるとともに、市民に対し市民協働の理解を深めるため、その意義について啓発するよう努めるものとする。

点検結果	■ 順調 □ おおむね順調 □ 不十分
委員からの意見	<ol style="list-style-type: none">1 高齢化に伴い自治会役員や民生委員等を引き受ける人材が減少しています。よって活動を推進するための人材を幅広く育成する取り組みをお願いします。2 さらに、学生だけでなくシニア・ボランティアの方々へボランティア育成の機会提供も、具体的に検討して欲しい。3 人材の育成にこれからも務めていただきたい。

【推進体制の整備】

第9条 市は、市民協働を推進するための拠点施設及び体制の整備に努めるものとする。

点検結果	<input checked="" type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> おおむね順調 <input type="checkbox"/> 不十分
委員からの意見	<p>1 “地区市民センター及び公民館の設置”は地区内の自治会や市民活動団体への支援における役割は大きいと思われるが、その中で社会教育機関としての公民館の独自の役割が埋没しているのではないか？そんな懸念が感じられる。</p> <p>2 公民館はアンケート等で利用者ニーズを把握し、改善するしくみづくりをして更なる改善をして欲しい。地域の拠点の公民館を主体に地域の特性を活かし市民協働活動の推進を活性化させて欲しい。また、元気なお寄りが、お困りごとの支援などをしたとき、ボランティア実施協力チケットを受け取る制度を新たに創ることを提案します。</p> <p>3 地区市民センター、公民館については、もう少し市民に対し情報を発信（チラシを置くだけでなく）できるシステムを作ってはどうか。</p>

【市民協働推進基金の設置】

- 第10条 市民協働を推進するため、厚木市市民協働推進基金（以下「基金」という。）を設置する。
- 2 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めた額とする。
 - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
 - 4 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
 - 5 市民協働を推進するための寄附金及び基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。
 - 6 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
 - 7 基金は、第1項に規定する基金の設置目的のための経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。
 - 8 市長は、前項の規定に基づき処分された基金の額を財源として、市民活動団体に対して、助成することができる。
 - 9 市長は、市民活動団体に前項の助成をしようとする場合は、厚木市市民協働推進委員会の意見を聴くものとする。

点検結果	<input checked="" type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> おおむね順調 <input type="checkbox"/> 不十分
委員からの意見	1 市民協働推進基金への一般市民への関心は充分ではない。 今後も、広報等で継続的に、周知が必要です。 2 運用状況など順調である

【市民協働推進委員会】

第11条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
- 4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

点検結果	<input checked="" type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> おおむね順調 <input type="checkbox"/> 不十分
委員からの意見	<ol style="list-style-type: none"> 1 通常の会議では協議時間の確保が難しい 特定な課題(例えば、市民の企画提案状況をより活性化させる方策について)を別途フリートークで深める場は出来ないだろうか。 2 推進制度体制などしくみの改善等、委員から意見は出ていますが、実行力の点で今ひとつです。 3 コロナ禍により書面会議も多い中、皆様のご意見は大変貴重なものでした。

【評価等】

第12条 市長は、委員会の意見を踏まえ、4年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

点検結果	■ 順調 □ おおむね順調 □ 不十分
委員からの意見	<p>1 厚木市市民協働推進条例の運用は委員会の運営等、積極的に活動されていると思います。</p> <p>2 おおむね順調ということもありますが、全体的には順調であり検討事項は改善していけば良いかと</p>

令和6年度実施
**厚木市市民協働提案事業
応募の手引き**

事前相談期間 5月15日(月) ~ 6月30日(金)

厚木市 協働安全部 市民協働推進課

目 次

市民協働事業提案制度とは	1
提案に当たっての注意事項	1
1 対象団体	1
2 対象事業	1
3 事業実施期間	2
4 経費負担額	2
5 対象経費	4
6 提出書類	5
7 応募方法	5
8 審査	6
9 実績報告	7
10 その他	7
11 スケジュール(予定)	8
厚木市市民協働事業提案制度実施要綱	9
厚木市市民協働事業提案制度審査基準	14
提案書類記入例	17

市民協働事業提案制度とは

市民協働事業提案制度は、市民活動団体と市が共通する地域課題又は社会課題を解決するため、役割分担を決め、協定を締結し、共に事業を実施する制度です。

提案に当たっての注意事項

- この制度は、市との協働で実施した後も、団体の事業として継続していただくことを前提としたものです。
- ご提案いただいた事業の実施年度は、翌年度（令和6年度）となります。
令和6年度当初予算の成立が事業実施の条件となります。
- 同一事業について最長3年間提案することができますが、毎年度応募・審査が必要となります。
- 公正性や透明性を確保するため、ご提出いただいた書類については、個人情報を除き、ホームページ等により公開させていただきます。

1 対象団体

提案することができる団体は、次の要件を全て満たす市民活動団体です。

- (1) 活動拠点が厚木市内にあること。
- (2) 3人以上の役員（代表者を含む。）を置き、かつ、構成員に5人以上の市民がいること。
- (3) 団体の運営に関する会則等があり、適正な会計処理が行われていること。
- (4) 次年度以降も継続して活動する見込みがあること。

ただし、次のいずれかに該当する市民活動団体は、対象になりません。

- (1) 厚木市暴力団排除条例第2条第2号に掲げる暴力団
- (2) 代表者又は役員が厚木市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員である団体

2 対象事業

対象となる事業は、次の要件を全て満たすものです。

- (1) 市内で実施される公益的な事業であり、身近な地域課題について、市民活動団体と市が協働で実施することにより、その解決を目指す事業
- (2) 具体的な効果、成果等が期待でき、市民サービスの向上を目指す事業
- (3) 役割分担が明確かつ妥当であり、市民活動団体と市が協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業
- (4) 市民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等をいかした新たな視点からの事業
- (5) 経費の積算が適正であり、市民活動団体と市が協働で実施することが可能な事業
- (6) 継続及び発展が期待できる事業

ただし、次のいずれかに該当する事業は、対象になりません。

- (1) 公序良俗に反する事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (5) 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (6) 市の事業（施策）への要望又は団体の事業への支援を求める事業
- (7) 市民協働提案事業の実施年度に、国や他の地方公共団体から補助金等の交付を受ける事業
- (8) 市民協働提案事業の実施年度に、この制度以外の本市の補助金等の交付を受ける事業
- (9) 市民協働提案事業を3年実施した団体と同一若しくは構成員を同じくする団体が提案する目的や内容が同じ事業

3 事業実施期間

事業の実施期間は、令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）です。

ただし、令和6年度当初予算の成立が事業実施の条件となります。

- この制度は、市との協働で実施した後も、団体の事業として継続していただくことを前提としたものです。
- 同一事業について最長3年間提案することができますが、毎年度応募・審査が必要です。

4 経費負担額

経費負担額（市負担金）は、次の表のとおりで、予算の範囲内で決定します。

事業提案年数	経費負担額	限度額
1年目	支援対象経費の合計額の100%以内の額	200万円
2年目	支援対象経費の合計額の90%以内の額	180万円
3年目	支援対象経費の合計額の80%以内の額	160万円

算出した経費負担額と事業に係る収入の合計額が事業に要する経費の合計額を超える（収入>支出となる）場合は、その超える額を経費負担額から控除します。

事業に係る収入とは、次のようなものです。

- (1) 事業の一環として実施するバザー等の収益金
- (2) 事業への参加者負担金、参加費等
- (3) 事業に係る民間団体等からの補助金、負担金等

算出した経費負担額に千円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てます。

- 予算がかからない事業や少額の事業も対象となります。
- 市負担金は、原則として分割で交付します。
- 事業を中止した場合や事業実施後に余剰金が発生した場合は、市負担金を返還していただきます。
- 収入・支出に係る帳簿や領収書は、事業実施後に提出していただきますので、必ず保管してください。詳細については、P7をご確認ください。

5 対象経費

対象事業に要する経費のうち、支援の対象となる経費とその基準は、次の表のとおりです。

項目	基準
報償費	講師、指導者、協力者等への謝礼 <input type="checkbox"/> スタッフへの謝礼は対象外 [基準] 2時間程度の講演会、講習会の場合 国又は地方公共団体の職員：上限7,000円 / 時間 大学の教授・准教授・講師、民間会社又は各種団体の職員 : 上限10,000円 / 時間 、 以外に対する謝礼については、協議により決定します。
人件費	事業に直接携わるスタッフの人件費（事業当日に限る。） [条件] <input type="checkbox"/> 、 <input type="checkbox"/> をいずれも満たすこと 1人当たり上限3,000円 / 日 人件費を除く対象経費の10%以内
消耗品費	文具、用紙、材料等の購入費 （短期間の使用によって、性質又は形状を失い、使用できなくなるもの）
印刷製本費	ちらし・ポスター等の印刷・コピー代
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機械借上料、空き店舗・空き家の賃借料 <input type="checkbox"/> スタッフへの賃借料は対象外
光熱水費	施設の電気・水道・ガス使用料
通信運搬費	郵送料、宅配便料等
食糧費	講師等の飲物代、食事代 <input type="checkbox"/> スタッフへの飲物代等は対象外 [条件] 1人当たり上限1,000円 / 日
備品購入費	備品の購入費 （長期にわたって性質又は形状を変えことなく使用できるもの） [条件] <input type="checkbox"/> 、 <input type="checkbox"/> をいずれも満たすこと 事業の立ち上げ若しくは拡大に伴う新規購入又は故障等により使用できなくなり、更新しなければ事業が成り立たないもの 単価 3万円未満の物品

- 支援の対象となる経費は、事業に直接必要となるものに限ります。
- 人件費を除き、団体の構成員に対する支出は、支援の対象になりません。
 （構成員に対する講師謝礼、飲物代等、構成員が所有する物品に対する賃借料など）
- 表に記載されていない経費のうち、事業実施に不可欠な経費については、協議により対象の可否を決定します。
 ただし、広告宣伝費や宿泊費、保険料、予備費などは対象になりません。

6 提出書類

応募に必要な書類は、次のとおりです。

- (1) 厚木市市民協働事業提案書（第1号様式）
- (2) 企画書（第2号様式）
- (3) 事業スケジュール（第3号様式）
- (4) 収支予算書（第4号様式）
- (5) 役員等氏名一覧表（第5号様式）
- (6) 団体の会則等
- (7) 団体の会員名簿
- (8) 団体の会計書類

各種様式は、市ホームページからダウンロードできます。

[ホーム > くらし・手続 > 市民協働・相談 > 市民協働・市民活動 > 市民協働事業提案制度 > 【令和6年度実施】市民協働提案事業のご案内]

また、応募される団体は、市民活動団体登録を行ってください。

登録に当たっては、厚木市市民活動団体登録申請書等の必要書類を提出してください。

様式は、市ホームページからダウンロードできます。

[ホーム > くらし・手続 > 市民協働・相談 > 市民協働・市民活動 > ボランティア・NPO > 市民活動団体登録制度]

7 応募方法

応募には必ず事前相談が必要です。提案を希望される方は、市民協働推進課（電話 046-225-2141（直通））までご連絡ください。

- (1) 事前相談期間 令和5年5月15日（月）から6月30日（金）まで
- (2) 書類提出期限 令和5年7月14日（金）まで

8 審査

ご提案いただいた事業については、第一次審査と第二次審査を行い、採択を決定します。

(1) 第一次審査【書類審査】

市の担当課、関係課等の意見等を参考に、市民協働事業選考委員会（市職員による組織）が審査を行います。

【審査項目】

No.	項目	着眼点
1	公益性・課題解決	市内で実施される公益的な事業であり、身近な地域課題について、市民活動団体と市が協働で実施することにより、その解決を目指す事業であるか。
2	市民サービスの向上	具体的な効果、成果等が期待でき、市民サービスの向上を目指す事業であるか。
3	協働による効果	役割分担が明確かつ妥当であり、市民活動団体と市が協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業であるか。
4	新規性	市民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等をいかした新たな視点からの事業であるか。
5	実施の可否	経費の積算が適正であり、市民活動団体と市が協働で実施することが可能な事業であるか。
6	継続性	継続及び発展が期待できる事業であるか。

(2) 第二次審査【プレゼンテーション審査】

第一次審査で適当と認められた事業について、提案団体がプレゼンテーションを行い、市民協働推進委員会（外部委員による組織）が審査を行います。

【審査項目】

No.	項目	審査のポイント
1	必要性	地域や社会の課題を的確に捉え、市民協働提案事業として実施することで、地域課題の解決につながるか。
2	先駆性	市民活動団体の特性をいかした柔軟な視点での事業内容か。
3	実現性	市民活動団体の知識や経験をいかし、計画的で、事業実施期間内に達成できる年間スケジュールが立案されているか。
4	発展性	提案された事業は、今後の成果の広がりや継続が期待できるか。
5	役割分担 費用の妥当性	行政と市民活動団体の役割分担が明確であり、事業実施するための適正な経費が積算されているか。
6	団体の 実施能力	市民活動団体として自立し、事業を遂行する組織体制等が整っており、問題解決能力があると認められるか。

詳細については、P14「厚木市市民協働事業提案制度審査基準」をご確認ください。

9 実績報告

事業が完了した日又は年度が終了した日のいずれか早い日から 30 日以内に、次の書類を提出してください。

- (1) 厚木市市民協働事業実績報告書（第 8 号様式）
- (2) 収支決算書（第 9 号様式）
- (3) 収入・支出についての帳簿、領収書等の写し、その他証拠書類

帳簿や領収書については、確認させていただく場合がありますので、事業終了後 5 年間（令和 12 年 3 月まで）保存してください。

領収書等の写しの提出に当たっては、次の点にご注意ください。

- レシートの写し（支払先、支払日、支払内容、支払金額が分かるものに限る。）も有効です。
- 領収書やレシートの写しは、支出科目（報償費、消耗品費など）別に整理して提出してください。
- 次のような領収書等は無効です。

領収書の但し書が「品代」など、支払内容の詳細が不明なもの

購入品、単価、数量などの明細が分かるレシート等を添付してください。

事業に無関係な商品等が混在しているもの

宛名が提案団体名でないもの

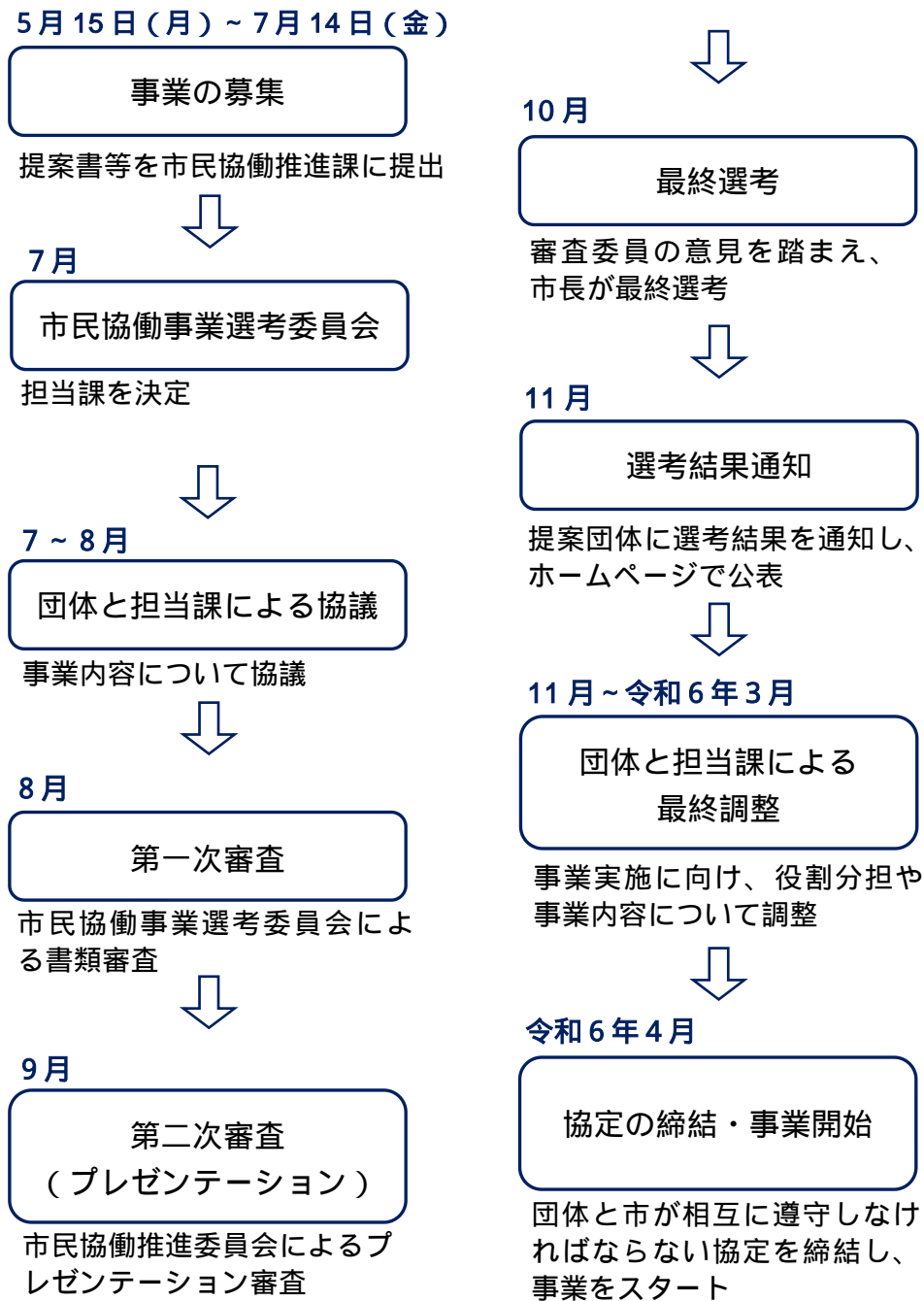
日付が事業実施期間外のもの

10 その他

- (1) ちらしやポスターを作成する場合は、「厚木市市民協働提案事業」と明記してください。
- (2) 活動状況を把握するため、厚木市市民協働推進委員会の委員が活動現場を見学させていただく場合があります。

11 スケジュール（予定）

募集から事業実施までのスケジュールは、次のとおりです。



厚木市市民協働事業提案制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市市民協働推進条例（平成24年厚木市条例第17号。以下「条例」という。）第7条第3項の規定に基づき、厚木市市民協働事業提案制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民協働事業 次のいずれかの事業をいう。

ア 市民提案型事業 市民活動団体自ら企画提案を行う市民協働事業

イ 行政提案型事業 市長等があらかじめ示したテーマ、計画、事業等の概要に対して、市民活動団体が企画提案を行う市民協働事業

(2) 市民活動団体 条例第2条第3号に掲げる市民活動団体をいう。

(提案団体の要件)

第3条 市民協働事業を提案することができる市民活動団体は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

(1) 活動拠点が市内にあること。

(2) 3人以上の役員（代表者を含む。）を置き、かつ、構成員に5人以上の市民がいること。

(3) 運営に関する会則等があり、適正な会計処理が行われていること。

(4) 次年度以降も継続して活動する見込みがあること。

2 前項の規定にかかわらず、厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）第8条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する市民活動団体は、提案することができない。

(1) 厚木市暴力団排除条例第2条第2号に掲げる暴力団

(2) 代表者又は役員のうち厚木市暴力団排除条例第2条第3号に掲げる暴力団員に該当する者があるもの

(対象となる事業)

第4条 市民協働事業は、次の各号のいずれの要件も満たすものでなければならない。

(1) 市内で実施される公益的な事業であり、身近な地域課題について、市民活動団体と市長等が協働で実施することにより、その解決を目指す事業であること。

(2) 具体的な効果、成果等が期待でき、市民サービスの向上を目指す事業であること。

(3) 役割分担が明確かつ妥当であり、市民活動団体と市長等が協働で実施することによ

り相乗効果が期待できる事業であること。

- (4) 市民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等をいかした新たな視点からの事業であること。
- (5) 経費の積算が適正であり、市民活動団体と市長等が協働で実施することが可能な事業であること。
- (6) 継続及び発展が期待できる事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、事業が次の各号のいずれかに該当するときは、提案することができない。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- (5) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- (6) 市の事業（施策）への要望又は団体の事業への支援を求めるもの
- (7) 市民協働事業の実施年度において、国又は他の地方公共団体から補助金等の交付を受けているもの
- (8) 市民協働事業の実施年度において、この要綱以外の要綱その他の規程による本市の補助金等の交付を受けているもの
- (9) この要綱に基づく市民協働事業を3年実施した団体と同一若しくは構成員を同じくする団体が提案する目的又は内容を同じくするもの

（実施期間）

第5条 市民協働事業の実施期間は、単年度とする。ただし、毎年度審査を経て3年を限度として提案することができる。

（事業の提案）

第6条 市民協働事業を提案しようとする市民活動団体は、厚木市市民協働事業提案書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が指定した期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 企画書（第2号様式）
- (2) 事業スケジュール（第3号様式）
- (3) 収支予算書（第4号様式）
- (4) 役員等氏名一覧表（第5号様式）

(5) 市民活動団体の会則等、会員名簿及び会計書類

(担当課の決定)

第7条 市長は、前条の規定により市民協働事業の提案書類を受理した場合は、当該市民協働事業の担当課等を決定し、提案した市民活動団体に厚木市市民協働事業担当課決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(市民協働事業選考委員会)

第8条 市長は、提案された市民協働事業の書類選考等を行うため、厚木市市民協働事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置するものとする。

2 選考委員会は、市職員をもって構成し、対象となる事業に係る市の担当課、関係課等の意見及び評価を参考に、第一次審査を行うものとする。

(市民協働推進委員会)

第9条 条例第11条に規定する厚木市市民協働推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、前条第2項の規定による第一次審査で適当と認められた事業について、第二次審査を行い、その結果について、市長に意見を述べるものとする。

(事業の採択)

第10条 市長は、推進委員会の意見を踏まえ、市民協働事業として採択又は不採択を決定したときは、その旨を厚木市市民協働事業採択結果通知書（第7号様式）により、提案した市民活動団体に通知するものとする。

(経費負担)

第11条 市長は、予算の範囲内において、別表に定めるところにより、市民協働事業の経費を負担することができる。

(協定書の締結等)

第12条 市長は、市民協働事業の実施に当たり、提案した市民活動団体と協定を締結するものとする。

(状況報告及び調査)

第13条 市長は、市民協働事業の実施期間中において、当該市民協働事業を実施する市民活動団体の構成員から、当該市民協働事業の進捗状況について聴取し、又は調査を行うことができるものとする。

(報告書等の提出)

第14条 市民協働事業を実施する市民活動団体は、当該市民協働事業が完了した日又は当該市民協働事業の実施に係る市の会計年度が終了した日のいずれか早い日から30日以内に、厚木市市民協働事業実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（第9号様式）

(2) 当該市民協働事業に係る帳簿及び領収書等の写し並びにその他収入及び支出についての証拠書類

(成果)

第15条 市長は、前条に規定する厚木市市民協働事業実績報告書等の提出を受けたときは、その成果について公表するものとする。

(書類の整備等)

第16条 市民協働事業を実施する市民活動団体は、当該市民協働事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該市民協働事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の第11条及び別表の規定は、この要綱の施行の日以後に第6条の規定による1年目の提案がなされたものについて適用する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年度に第6条の規定による3年目の提案がなされたものについては、別表3年目の項中「支援対象経費の合計額の80パーセント以内の額」とあるのは「支援対象経費の合計額以内の額」に、「160万円」とあるのは「200万円」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

事業提案年数	経費負担額	限度額
1年目	支援対象経費の合計額以内の額	200万円
2年目	支援対象経費の合計額の90パーセント以内の額	180万円
3年目	支援対象経費の合計額の80パーセント以内の額	160万円

備考

- 1 「支援対象経費」とは、次に掲げる経費のうち、市民協働事業の実施に必要であると市長が認める経費をいう。
 - (1) 報償費
 - (2) 人件費
 - (3) 消耗品費
 - (4) 印刷製本費
 - (5) 使用料及び賃借料
 - (6) 光熱水費
 - (7) 通信運搬費
 - (8) 食糧費、備品購入費その他市長が必要と認める経費
- 2 当該市民協働事業に係る収入と経費負担額の合計額が当該市民協働事業に要する経費の合計額を超える場合は、その超える額を経費負担額から控除する。この場合において、市民協働事業に係る収入とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 市民協働事業の一環として実施するバザー等収益金
 - (2) 市民協働事業への参加者負担金及び参加費等
 - (3) 市民協働事業に係る民間団体等からの補助金、負担金等
- 3 算出した額に千円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

厚木市市民協働事業提案制度審査基準

1 目的

この基準は、厚木市市民協働事業提案制度（市民提案型事業・行政提案型事業）に提案された市民協働事業について、採択又は不採択とすべき事業を審査するための基準を示したものである。

2 審査方法

- (1) 第一次審査 市の担当課、関係課等の意見等を参考に厚木市市民協働事業選考委員会が行う書類による審査
- (2) 第二次審査 第一次審査で適当と認められた事業について厚木市市民協働推進委員会が行うプレゼンテーションによる審査

3 第一次審査

- (1) 委員は、次表の6項目について4段階評価で採点するものとする。

項目	着眼点
公益性・課題解決	市内で実施される公益的な事業であり、身近な地域課題について、市民活動団体と市が協働で実施することにより、その解決を目指す事業であるか。
市民サービスの向上	具体的な効果、成果等が期待でき、市民サービスの向上を目指す事業であるか。
協働による効果	役割分担が明確かつ妥当であり、市民活動団体と市が協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業であるか。
新規性	市民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等をいかした新たな視点からの事業であるか。
実施の可否	経費の積算が適正であり、市民活動団体と市が協働で実施することが可能な事業であるか。
継続性	継続及び発展が期待できる事業であるか。

【配点基準】

評価	高く評価できる	評価できる	評価できるが検討を要する	評価できない
点数	4	3	2	1

- (2) 採点する委員は、厚木市市民協働事業選考委員会委員のうち、事業を主管する課長を除く委員とする。
- (3) 各委員の審査は、24点満点とし、15点以上を可とする。

- (4) 審査項目の点数のうち、1項目でも1点を採点した委員がいる事業については、厚木市市民協働事業選考委員会として、可否について協議するものとする。
- (5) 第二次審査に進むべき事業は、採点する委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

4 第二次審査

- (1) 委員は、次表の6項目について5段階評価で採点するものとする。

項目	審査のポイント
必要性	地域や社会の課題を的確に捉え、市民協働事業として実施することで、地域課題の解決につながるか。
先駆性	市民活動団体の特性をいかした柔軟な視点での事業内容か。
実現性	市民活動団体の知識や経験をいかし、計画的で、事業実施期間内に達成できる年間スケジュールが立案されているか。
発展性	提案された事業は、今後の成果の広がりや継続が期待できるか。
役割分担 費用の妥当性	行政と市民活動団体の役割分担が明確であり、事業実施するための適正な経費が積算されているか。
団体の実施能力	市民活動団体として自立し、事業を遂行する組織体制等が整っており、問題解決能力があると認められるか。

【配点基準】

評価	非常に評価できる	十分に評価できる	評価できる	評価できるが不十分	評価できない
点数	5	4	3	2	1

- (2) 各委員の審査は、30点満点とし、18点以上を可とする。
- (3) 審査対象となる団体に所属する委員は、その事業の審査から外れるものとする。
- (4) 審査項目の点数のうち、1項目でも1点を採点した委員がいる事業については、市民協働推進委員会として、採択の可否について協議するものとする。
- (5) 採択すべき事業は、採点する委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

5 審査結果

第二次審査後の委員による審査結果の取りまとめについては、非公開とする。

6 審査結果の公表

事業の審査結果は、審査結果意見書として、ホームページで公開する。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第6条関係）



厚木市市民協働事業提案書

令和5年5月20日

（宛先）厚木市長

住所又は所在地 厚木市中町3-17-17

団体名 あつぎ の会

代表者名 厚木 太郎

厚木市市民協働事業について、次のとおり提案します。
 なお、会員名簿及び担当者連絡先を除き、公開を承諾します。

1 事業名	事業
2 提案の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 市民提案型事業 行政提案型事業
3 提案年数	<input checked="" type="checkbox"/> 1年目 2年目 3年目
4 事業概要	<p>厚木市内では、現在……が……である。 そのため、……を……する必要があり、……を対象として……を……するため、……を実施する。</p> <p style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 2px;">事業の目的や内容を分かりやすく簡潔に記載してください。</p>
5 事業実施期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
6 事業費総額	319,400円 ● (P21) 収支予算書(支出の部)の合計(c)の額
7 市が負担する額	221,000円 ● (P21) 収支予算書(収入の部)の市負担金(A)の額
8 添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 企画書 <input checked="" type="checkbox"/> 事業スケジュール <input checked="" type="checkbox"/> 収支予算書 <input checked="" type="checkbox"/> 役員等氏名一覧表 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の会則等 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の会員名簿 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の会計書類 その他()
9 担当者連絡先	氏名 厚木 花子 電話番号 046-225-2141

企画書

第一次審査と第二次審査の審査項目を確認し、全ての項目を網羅するよう意識しながら記載してください。

<p>1 事業の分野</p>	<p>☑保健・医療・福祉 まちづくり 環境保全 地域安全 国際協力 子どもの健全育成 科学技術の振興 職業能力開発・雇用機会 非営利活動支援</p> <p>社会教育 学術・文化・芸術・スポーツ 災害救助 人権・平和 男女共 情報化 経済活 消費者 その他</p>
<p>2 事業の目的 ・必要性</p>	<p>.....について、厚木市内では、.....が.....という状況にある。 こうした状況を改善し、.....環境をよりよくするためには、.....を.....し、.....していく必要がある。</p>
<p>3 事業の内容</p>	<p>.....を.....するため、.....のノウハウを生かし、.....を対象に月に1回.....を実施する。 また、.....を.....のため、.....の方法により.....を開催する。</p>
<p>4 実施場所</p>	<p>あつぎ市民交流プラザ、市内公民館</p>
<p>5 期待される効果・成果</p>	<p>.....を.....することにより、.....が.....となることが期待でき、.....を.....することができる。</p>
<p>6 役割分担</p>	<p>提案者の役割の企画・運営の作成</p> <p>市の役割の周知の会場の確保</p>
<p>7 自主財源確保に向けた取組</p>	<p>参加者の意見を.....で把握し、2年目から適正な参加費を徴収するとともに、協力団体・企業を募り、.....を確保することにより、自主運営に移行する。</p>

どのような地域課題があるのか、なぜこの事業を実施する必要があるのかを具体的に記載してください。

事業の対象や実施回数・頻度、実施方法、市民活動団体の特性などを含め、事業内容を具体的に記載してください。

市と協働で事業を実施することにより、どのような効果や成果が期待できるか記載してください。

事業を実施するに当たり、想定される団体の役割と市に期待する役割を記載してください。

市民協働提案事業としての実施が終了した後、団体の事業として継続していくための財源確保に向けた考え方を記載してください。

令和6年度から令和9年度までの
事業計画と収支計画を記載してく
ださい。

8 事業計画 収支計画	令和6年度	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・・・・の実施 ・・・・の開催 ・・・・を・・・するための検討
		収支予算	<ul style="list-style-type: none"> ・収入 304,400円 うち市負担金 206,000円 うち自主財源 30,000円 内訳 団体負担金 30,000円 ・支出 304,400円
	令和7年度	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・・・・の実施 ・・・・の開催 ・・・・の試験的導入
		収支予算	<ul style="list-style-type: none"> ・収入 円 うち市負担金 円 うち自主財源 円 内訳 円 ・支出 円
	令和8年度	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・・・・の実施 ・・・・の開催 ・・・・の導入
		収支予算	<ul style="list-style-type: none"> ・収入 円 うち市負担金 円 うち自主財源 円 内訳 円 ・支出 円
	令和9年度	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・・・・の実施 ・・・・の開催 ・・・・の導入による効果の検証
		収支予算	<ul style="list-style-type: none"> ・収入 円 内訳 円 ・支出 円

予定している年間スケジュール
をできる限り詳細に記載して
ください。

事業スケジュール

時期	内容
4月	
5月	・・・の開催（あつぎ市民交流プラザ）
6月	
7月	
8月	
9月	・・・の開催（依知北公民館）
10月	<div data-bbox="1078 1151 1385 1308" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 【通年】 ・・・の実施 </div>
11月	
12月	
1月	・・・の開催（愛甲公民館）
2月	
3月	

負担率は提案年数によって異なります。

1年目：100% (上限200万円)

2年目：90% (上限180万円)

3年目：80% (上限160万円)

収支予算書

(収入の部)

(単位：円)

項目		予算額	積算根拠(単価、数量等)
市負担金(A)		221,000	221,000円×100%
事業収入	団体負担金	30,000	
	小計(B)	30,000	
団体負担金等(C)		68,400	
合計(D)=(A)+(B)+(C)		319,400	

(支出の部)の支援対象経費の小計(a)に負担率を乗じた額

(支出の部)

(単位：円)

区分	項目	予算額	積算根拠(品名、単価、数量等)
支援対象経費	報償費	90,000	ワークショップ講師謝礼@50,000円(3時間)×3回(うち@10,000円×3時間×3回)
	人件費	15,000	@500円×10人×3回
	消耗品費	20,000	資料用コピー用紙(2,500枚入り)@4,000円×5箱
	印刷製本費	60,000	ちらし印刷代@3円×5,000部=15,000円 ポスター印刷代@50円×300部=15,000円 資料印刷代@100円×100部×3回=30,000円
	通信運搬費	36,000	参加者宛て通知郵送料@120円×100人×3回
	小計(a)	221,000	
支援対象外経費	報償費(団体負担)	60,000	ワークショップ講師謝礼@50,000円(3時間)×3回(うち150,000円 90,000円)
	食糧費	30,000	ワークショップ参加者用飲物代@100円×100人×3回
	保険料	8,400	@28円×100人×3回
	小計(b)	98,400	
合計(c)=(a)+(b)		319,400	

(P4)対象経費の項目名ごとに記載してください。

収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

役員等氏名一覧表

令和5年5月20日現在

	役職名	氏名				生年月日				性別	住所
		かな		漢字		元号	年	月	日		
1	代表	アツキ	タロウ	厚木	太郎	昭和	55	5	5	男	厚木市中町3-17-17
2	副代表	ミドリ	ケイコ	緑	恵子	昭和	61	4	2	女	厚木市緑ヶ丘2-2-1
3	会計	ミミノ	エイコ	南野	栄子	平成	1	5	3	女	厚木市旭町3-14-4
4	監査	キタ	アイコ	北	愛子	昭和	58	6	4	女	厚木市元町9-4

・この一覧表には、役員のみ記載してください。
 ・この一覧表とは別に、会員全員の名簿を提出してください。

ここに記載された全ての者は、本申請の欠格事由に該当するか否かを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

厚木市市民協働事業提案制度実施要綱第3条に基づき、市民協働提案事業から暴力団を排除するため、名簿に記載された情報を神奈川県警察本部に照会します。

令和5年5月20日
 団体名 厚木 の会
 代表者氏名 厚木 太郎

第1号様式(第3条関係)

厚木市市民活動団体登録申請書

令和4年5月15日

(宛先)厚木市長

住所又は所在地 厚木市中町3-17-17

団体名 あつぎしあわせ会

代表者名 協働 町子

厚木市市民活動団体登録について、次のとおり申請します。

ふりがな	あつぎしあわせかい		
団体名	あつぎしあわせ会		
ふりがな	きょうどう まちこ		
代表者名	協働 町子		
連絡先 「公開する」を選択した項目は、市ホームページ等で公開します。 複数選択可	ふりがな	あつぎ たろう	公開する 公開しない
	担当者名	厚木 太郎	
	住所	〒243-0018 厚木市中町1-4-1	公開する 公開しない
	電話番号	046-225-2141	公開する 公開しない
	FAX番号	046-221-0260	公開する 公開しない
	メールアドレス	atsugiatsugi@co.jp	公開する 公開しない
	連絡方法	電話	FAX
事務所	有(住所:厚木市中町2-12-15) 無		
ホームページ	有(URL:https://www.atsugiatsugi.jp/) 無		

設立年月日	平成24年4月1日		
<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 2px; display: inline-block;">複数選択可</div> 主な活動分野	保健・医療・福祉	社会教育	まちづくり
	観光	農業・漁業	学術・文化・芸術・スポーツ
	環境保全	災害救援活動	地域安全活動
	人権・平和	国際協力	男女共同参画社会
	子どもの健全育成	情報化社会	科学技術
	経済活動活性化	職業能力開発・雇用機会拡大	消費者保護
	非営利活動支援	その他()	
主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり研究会の実施 ・市街地活性化のためのイベント開催 		
主な活動場所	ボランティアセンター		
活動日	毎月第2、第4土曜日		
活動時間帯	午前10時から正午		
年間活動日数	約30日		
会員数	15人		
会員の年齢層	20代～40代		
会員の募集	有(必要資格等:なし) (募集時期:随時) 無		
会費	有(年額 月額3,000円)		無
入会金	有(1,000円)		無
団体情報の公開	可 不可		
	可を選択した場合、市民活動主管課窓口及び市ホームページにおいて公開します。		

ふれあいの家庭づくり
ふれあいの地域づくり
ふれあいのまちづくり



「ふれあい」の大切さを共有し、市民自治のシンボルとするため、「市民ふれあい都市」を宣言しました。人と人とのつながりを深め、市民協働により、ふれあいがあふれる厚木市をつくっていきましょう。

厚木市 協働安全部 市民協働推進課（第二庁舎 3階）

【所在地】 〒243-8511 厚木市中町 3-17-17

【電話】 046（225）2141（直通）

【FAX】 046（221）0260

【E-mail】 2800@city.atsugi.kanagawa.jp

No.	新規/継続	団体名	事業名	事業概要	担当課
1	継続 (2年目)	一般社団法人あつぎ市民発電所	あつぎ気候市民会議展開事業2024	2023年度に実施するあつぎ気候市民会議で作成する「脱炭素市民アクションプラン」の進捗効果を評価しながら、普及定着活動を展開する。これらの活動を担う主体形成および普及啓発活動としての講演会、学習会ワークショップなどの開催、具体的なアクションの実践、他地域との情報交流などを通じて、2050年カーボンニュートラル社会の実現を目指す。	環境政策課
2	新規	あつぎ夢プロジェクト	あつぎ夢プロジェクト	すべての年齢の者に対し発表会の開催によるプレゼン能力の向上や、講座開催により健康維持に関する知識や文化・芸術への理解を深める生涯学習を行いつつ、夢と可能性のチャンスの創出や、それに伴う厚木市の知名度の向上を目的とする。	文化生涯学習課
3	新規	一般社団法人あつぎものしり委員会	厚木かるた大会	「厚木かるた大会」を行い「あつぎのあたりまえの魅力」を市民はもちろん市外にも知るキッカケづくりをする	企画政策課
4	新規	厚木ハーモニカ委員会	ハーモニカのまち復興プロジェクト	厚木市内では現在、厚木市の宝であり、ハーモニカの巨匠である故岩崎重昭氏の意思を受け継いだプロのハーモニカ奏者や「あつぎハーモニカ協会」をはじめとしたハーモニカ教室が数おおく点在しており、厚木のハーモニカにおけるスキルの高さは日本中から注目を集めている。これからの未来の子どもたち(小学生)を対象に、このハーモニカの素晴らしさを伝承、継承するため、講演等を実施する。	文化生涯学習課
5	新規	特定非営利活動法人多言語広場CELULAS	多様なことばや文化に触れる、厚木市親子多言語多文化交流事業	1、小学校での出前国際理解授業の実施 留学生や在住外国人と交流し、多言語多文化に触れることで、違いに興味を持ちどんな人とも向き合える子どもの心を育てる事業 2、公民館等で親子が、留学生や在住外国人の国の料理やその国の遊びを一緒にしながら交流するワークショップの開催 3、外国につながるの児童、生徒とその保護者と市民との交流を進め、多様性を認め合う豊かな地域づくりを進める	市民協働推進課